

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日に執行が想定される衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第2号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和8年1月15日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 岡本 恒一

登録の移替えを延期する期間

令和8年1月16日から令和8年2月8日まで

ただし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの延期を行わない。